

(様式第11)

令和5年10月1日

(宛先)

埼玉県知事 殿

住 所 〒105-0012
東京都港区芝大門1-1-3

申請者

氏 名 日本赤十字社
社長 清家 篤

小川赤十字病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和4年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-3
氏名	日本赤十字社

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

小川赤十字病院

3 所在の場所

〒355-0397 埼玉県比企郡小川町小川1525	電話 (0493) 72-2333
---------------------------	-------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
50 床	床	床	床	252 床	302 床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備)人工呼吸装置、その他の救急蘇生装置、心電計、心細動除去装置、ペースメーカー 病床数 4 床
化学検査室	(主な設備)生化学自動分析装置、血中アンモニア測定器、血液ガス分析装置、血液塗抹染色装置、血液自動分析装置、血液凝固分析装置、免疫自動分析装置、尿沈査自動分析装置、尿判定量自動分析装置、臨床検査システム
細菌検査室	(主な設備)自動細菌同定薬剤感受性装置、血液培養装置、安全キャビネット
病理検査室	(主な設備)病理診断支援システム、自動包埋装置、自動染色装置、自動免疫自動装置、迅速凍結切片作成装置(クリオスタット)、ディスカッション顕微鏡、安全キャビネット
病理解剖室	(主な設備)解剖台
研究室	(主な設備)机、椅子、パソコン
講義室	室数 3 室 収容定員 150 人
図書室	室数 1 室 蔵所数 2,600 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 18.67 m ²

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類

1 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	56.5 %	算定期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	94.1 %		
算出根拠	A：紹介患者の数	4,844 人	
	B：初診患者の数	8,580 人	
	C：逆紹介患者の数	8,075 人	

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	
2	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
3	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
4	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
5	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	
6	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
7	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
8	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	
9	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	
10	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
11	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
12	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
13	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	
14	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	
15	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
16	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
17	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
18	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
19	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
20	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
21	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	当直制
22	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8:30-16:45	

23	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
24	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	
25	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	
26	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	
27	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	
28	医師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
29	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
30	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
31	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
32	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
33	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
34	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
35	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
36	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
37	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
38	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
39	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
40	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
41	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
42	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
43	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
44	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
45	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
46	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
47	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替

48	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
49	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
50	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
51	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
52	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
53	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
54	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
55	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
56	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
57	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
58	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
59	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
60	看護師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	変則二交替
61	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
62	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
63	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
64	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
65	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
66	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
67	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
68	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
69	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
70	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
71	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
72	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制

73	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
74	薬剤師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
75	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
76	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
77	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
78	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
79	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
80	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
81	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
82	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
83	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
84	放射線技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
85	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
86	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
87	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
88	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
89	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
90	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
91	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
92	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
93	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
94	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
95	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
96	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制
97	臨床検査技師	■■■■■	常勤 / 非専従	8 : 30-16 : 45	当直制

当直制は8 : 30から翌日8 : 30まで勤務。変則二交替は①8 : 30から16 : 45、②8 : 30から19 : 30、③8 : 30から20 : 00、④19 : 00から翌9 : 00、⑤20 : 00から翌9 : 00の組み合わせで勤務

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	4 床
専用病床	4 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急外来	103.15 m ²	(主な設備) 救急カート、携帯型人工呼吸器	可
高度治療室	49.69 m ²	(主な設備) 除細動器、救急カート、心電計、人工呼吸器、呼吸循環監視装置、ベットサイドモニター、輸液ポンプ、シリンジポンプ	可
放射線科	665.29 m ²	(主な設備) 一般撮影、MRI、CT、診断用TV装置、核医学診断装置、マンモグラフィ、X線骨密度測定装置、血管撮影	可(一般撮影、MRI、CT、診断用TV装置のみ)
化学細菌病理検査室	360.73 m ²	(主な設備) 生化学自動分析装置、血中アンモニア測定器、血液ガス分析装置、血液培養装置	可
手術室	904.37 m ²	(主な設備) 全5室、各科一般手術機材、全身麻酔器、ベットサイドモニター、電気メス、ハイスピード滅菌機、X線TV装置、超音波ソノサイト、手術用顕微鏡、リガシュア、鏡視下手術機械等	可(緊急時必要に応じて)

4 備考

救急指定病院：昭和39年6月

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	1623 人 (801 人)
上記以外の救急患者の数	1394 人 (195 人)
合計	3017 人 (996 人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1 台
---------------	-----

(様式第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

・前年度共同利用医療機関延数：727件
・上記のうち開設者と直接関係のない医療機関の延数：727件
・共同利用に係る病床利用率：0%
※令和4年度は共同利用病床の活用は新型コロナウイルス感染拡大の影響により自粛。

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

・開放病床の利用による入院患者診療への参加（開放病床5床）
・医療機器の利用（コンピューター断層撮影装置（CT）、磁気共鳴断層撮影装置（MRI）、核医学検査装置（RI）、単純X線撮影装置、乳房撮影装置（マンモグラフィ）、骨密度測定装置（骨塩定量検査）、脳波計、12誘導心電図計、超音波診断装置、内視鏡検査機器）
・研究施設の利用（会議室、図書室（研究室））

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有
イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名： ██████████
職 種： 医療連携係長

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙参照				

(注) 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5 床
--------------	-----

(様式第15) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

2022.04.13	公開講座：認知症看護
2022.05.25	地域連携セミナー：静脈血栓塞栓症
2022.06.22	公開講座：糖尿病看護
2022.08.31	地域連携セミナー：骨と痛み
2022.09.14	公開講座：感染症
2022.10.19	公開講座：呼吸器
2022.11.08	特別公開講座・在宅医療関連講演会：意思決定支援
2022.11.30	地域連携セミナー：頭痛
2022.12.07	公開講座：感染症
2022.12.21	公開講座：皮膚排尿ケア
2023.01.11	公開講座：摂食嚥下
2023.02.18	特別公開講座・在宅医療関連講演会：意思決定支援
2023.02.20	地域連携セミナー：がん関連血栓症
2022.07.22	けやき医療懇話会：腎臓病

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	14 回
(2) (1) の合計研修者数	673 人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 有

イ 研修委員会設置の有無 有

ウ 研修指導者

研修指導者 氏名	職 種	診療科	役職等	臨床 経験数	特記事項
■■■■■	医師	内科	院長 部長（循環器内科）	41年	教育責任者
■■■■■	医師	整形外科	副院長 部長（整形外科）	36年	
■■■■■	医師	内科	部長（神経内科）	30年	
■■■■■	医師	内科	部長（糖尿病内分泌科）	17年	
■■■■■	医師	内科	部長（血液内科）	38年	
■■■■■	医師	精神科	部長	37年	

■■■■■	医師	外科	部長	37年	
■■■■■	医師	外科	部長（乳腺内分泌外科）	32年	
■■■■■	医師	外科	部長（消化器科）	27年	
■■■■■	医師	脳神経外科	部長	38年	
■■■■■	医師	泌尿器科	部長	42年	
■■■■■	医師	泌尿器科	部長	38年	
■■■■■	医師	眼科	部長	22年	
■■■■■	医師	耳鼻咽喉科	部長	28年	
■■■■■	医師	麻酔科	部長	36年	
■■■■■	医師	放射線科	部長	37年	
■■■■■	薬剤師	薬剤部	部長	32年	
■■■■■	看護師	看護師	部長	33年	
■■■■■	看護師	看護師	副部長	42年	
■■■■■	看護師	看護師	糖尿病看護認定看護師	41年	
■■■■■	看護師	看護師	糖尿病看護認定看護師	15年	
■■■■■	看護師	看護師	感染管理認定看護師	23年	
■■■■■	看護師	看護師	緩和ケア認定看護師	24年	
■■■■■	看護師	看護師	認知症看護認定看護師	12年	
■■■■■	看護師	看護師	皮膚・排泄ケア認定看護師	26年	
■■■■■	看護師	看護師	手術看護認定看護師	22年	
■■■■■	看護師	看護師	慢性呼吸器疾患看護認定看護師	14年	
■■■■■	看護師	看護師	摂食嚥下障害看護認定看護師	13年	
■■■■■	放射線技師	放射線科部	課長	34年	
■■■■■	臨床検査技師	検査部	課長	32年	

■■■■	理学療法士	リハビリテーション科	課長	37年	
■■■■	管理栄養士	栄養課	課長代理	32年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
会議室	140.63 m ²	(主な設備) パーテーション、ロールスクリーン、 プロジェクター、音響設備、机、椅子
講堂	172.62 m ²	(主な設備) ロールスクリーン、プロジェクター、 音響設備、机、椅子 等
応接室	37.95 m ²	(主な設備) 机、椅子、応接セット

(様式第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 ■■■■■
管理担当者氏名	診療に関する諸記録：医事課 診療情報係長 ■■■■■ 病院の管理及び運営に関する諸記録：医療連携室 医療連携係長 ■■■■■

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		診療情報管理室	診療録：2000年以前一連番号法 2000年より一連一元番号法 その他：月別管理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	医療連携室	月別管理
	救急医療の提供の実績	医事課	月別管理
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	医療連携室	年別管理
	閲覧実績	医療連携室	年別管理
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医療連携室	月別管理

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	病院長 ■■■■■
閲覧担当者氏名	医療連携室 医療連携係長 ■■■■■
閲覧の求めに応じる場所	医療連携室
閲覧の手続の概要	医療連携室へ申請、その後各担当者により、当院就業時間内において閲覧可能

前年度の総閲覧件数		0 件
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	0 件

(様式第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4 回	
委員会における議論の概要		
紹介率の推移 共同利用について 土曜日の休診について その他当院の地域医療支援病院の取り組みについて		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口、相談室、病棟
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	MSW 医療完全対策室担当者 入退院支援看護師 患者サポートセンター看護師
患者相談件数	8555 件
患者相談の概要	
医療福祉相談 (延べ件数 8555件) 受診・受療 547件、経済的問題 216件、制度活用 1006件、入院療養生活 1049件 退院支援 5224件、在宅療養・介護 253件、家族関係 78件、身元保証・権利擁護 42件 死後対応 98件、その他合わせ合計 42件 その他、患者サポートセンターおよびご意見箱への意見等への対応、受診相談等、適時患者相談に対応している。	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 審査体制区分3 (Ver. 5.0) 以降は建物設備の関係で次のバージョンでの審査に至らず。外来棟新築後受診予定。	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有
・情報発信の方法、内容等の概要 広報誌「せせらぎ」を院内で配布すると共に、地域の医療機関および近隣市町村役所や図書館、商業施設などへ送付し、地域住民の方々が自由に手に取り持ち帰れるようにしている。 ホームページを利用し、診療担当表や各診療科および部門の紹介、医療連携に関わること等、当院の記事を掲載している。	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有
・退院調整部門の概要 【患者サポートセンター】 入退院支援室：看護師2名、退院専任看護師1名、退院専従看護師（病棟）4名、委託事務1名 医療福祉相談室：医療ソーシャルワーカー3名 医療連携室：センター長代行（看護師）1名、看護師2名、事務3.5名 【業務内容】診療・介護・病状等の相談に関する事、地域の医療機関や福祉施設に関する事、がん相談支援、緩和ケアに関する事、医療制度や医療費に関する事、退院支援に関する事、転院転入調整に関する事、その他医療相談等。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 大腿骨頸部骨折地域連携パス・埼玉県医師会脳卒中地域連携パス ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 地域医療機関と合同で研究会を開催している	

小川赤十字病院共同利用医療機器に関する運用規程

(目的)

第1条 この規程は、小川赤十字病院地域医療支援事業運営管理規程の支援事業における共同利用医療機器について、地域の医療機関が円滑に利用できるよう定めるものとする。

(利用範囲)

第2条 登録医療機関が利用できる医療機器は以下のとおりとする。

- 1) コンピューター断層撮影装置 (CT)
- 2) 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
- 3) 核医学検査装置 (RI)
- 4) 単純 X 線撮影装置
- 5) 乳房撮影装置 (マンモグラフィ)
- 6) 骨密度測定装置 (骨塩定量検査)
- 7) 脳波計
- 8) 12 誘導心電図計
- 9) 超音波診断装置
- 10) 内視鏡検査機器

(依頼の種類)

第3条 検査依頼方法は、通常検査依頼と委託検査依頼の2種類とする。

- 2 委託検査を希望する場合は、小川赤十字病院の登録医であり、事前に委託検査に関する契約を締結した医療機関であることとする。
- 3 委託検査依頼は、脳波検査及び CT、MRI の読影なしの単純撮影のみとする。

(利用方法)

第4条 共同利用医療機器を利用する場合は、放射線検査は放射線科受付にて、その他検査は医療連携室にて、予約受付を行う。

- 2 検査後、画像データおよびレポート等は速やかに作成し、依頼医療機関へ送付する。
- 3 問診内容により、検査が中止になる場合がある。
- 4 詳細な運用フローは別に定める。

附 則 (令和3年小川病連第16号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

小川赤十字病院共同利用開放病床に関する運用規程

（目的）

- 第1条 この規程は、小川赤十字病院地域医療支援事業運営管理規程の支援事業における共同利用開放病床（以下「開放病床」という）について定めるものとする。
- 地域医療機関からの入院の応需体制を確立すること、および、地域のかかりつけ医との共同診療を行うことで、プライマリケアと専門治療を円滑に連携し、地域医療資源の有効活用と発展向上を図ることを目的とする。

（定義）

- 第2条 開放病床とは、地域のかかりつけ医が自ら当該病床に入院させた患者に対し、小川赤十字病院担当医師と協力して、病院施設及び設備を利用して積極的かつ自主的に患者の診療業務を行うことができる病床をいう。
- 2 小川赤十字病院は、地域医師会との合意に基づいて開放病床を設置する。

（病床の確保）

- 第3条 看護部における日々のベットコントロールにおいて、開放病床として5床を確保することとする。
- 2 医療連携室は、登録医療機関からの利用申出に適切かつ速やかに対応できるよう、看護部と連携すること。

（登録医）

- 第4条 開放病床を利用しようとする医療機関の医師は、別に定める小川赤十字病院登録医規程による登録（以下「登録医」という）を行うものとする。

（利用手続き）

- 第5条 登録医は、開放病床を入院診療のために利用することができる。
- 2 小川赤十字病院は、登録医からの開放病床への入院要請を断ってはならない。但し、確保した開放病床全てが利用中であり、他にも病床が確保できない場合はこの限りではない。
- 3 対象疾患や性別、状態等を勘案し、他の病床での入院が適当である場合は開放病床以外での入院も可能とする。
- 4 登録医が開放病床を利用する際は、医療連携室へ申請する。
- 5 開放病床利用の運用フローは別に定める。

(入院)

- 第6条 入院は、登録医と小川赤十字病院担当医と協議の上決定する。
- 2 入院決定の際、登録医は、緊急時の連絡方法を明らかにしておかなければならない。
 - 3 登録医は、自ら開放病床に入院させた患者について、診療を行うこと。

(診療)

- 第7条 入院中の患者の治療および管理は、小川赤十字病院の責任において行うこととする。
- 2 小川赤十字病院は、開放病床に入院した患者が急変した場合、原則直ちに登録医へ連絡する。
 - 3 登録医が診察する際は、事前に医療連携室へ連絡の上、小川赤十字病院担当医若しくは担当看護師を同行して行い、診察時間及び内容を診療記録に記載すること。
 - 4 登録医が処置および検査の指示を行う際は、小川赤十字病院担当医と相談の上行い、使用する薬品、診療材料等は小川赤十字病院のものとする。
 - 5 登録医は、小川赤十字病院の規則を順守し、故意または過失により損害を与えた場合は原則としてこれを補填すること。

(看護)

- 第8条 開放病床の看護管理は、小川赤十字病院看護部長の統括の下で当該病棟の看護師長が行う。

(退院)

- 第9条 患者の退院に関しては、登録医と小川赤十字病院担当医とが協議し決定する。但し、死亡退院等の場合は、早急に登録医へ連絡する。

(診療報酬)

- 第10条 共同利用開放病床の利用に係る入院中の診療報酬は、小川赤十字病院に帰属するものとする。
- 2 共同診療を行った際は、登録医において、開放型病院共同指導料Ⅰを医科診療報酬点数表に則り算定する。小川赤十字病院は開放型病院共同指導料Ⅱを算定する。

(診療記録の管理閲覧)

- 第11条 登録医が開放病床を利用した診療における、診療記録及びエックス線フィルム等は小川赤十字病院内での閲覧することとし、小川赤十字病院外への持ち出しは厳禁とする。
- 2 診療記録の管理閲覧については、別に定める。

(共同利用開放病床の運営管理)

第12条 共同利用開放病床の利用に係る事務は医療連携室が担当する。

- 2 医療連携室は開放病床の利用状況を管理し、医療連携委員会へ報告する。

(医療事故・紛争)

第13条 開放病床に入院した患者に事故が発生した場合、医師等関係者は直ちにその内容を病院長へ報告しなければならない。

- 2 医療紛争が発生した場合は、小川赤十字病院担当医師および登録医が協力して対処する。
- 3 開放病床における医療事故については、日本赤十字社及び比企医師会団体扱いによる医師賠償責任保険を適用するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めのない開放病床の管理運営等については、小川赤十字病院長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年小川病連第10号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する

小川赤十字病院共同利用研究施設に関する運用規程

(目的)

第1条 この規程は、小川赤十字病院地域医療支援事業運営管理規程の支援事業における共同利用研究施設について地域医療機関が円滑に利用できるように定めるものとする。

(利用資格)

第2条 小川赤十字病院登録医（以下登録医）および、登録医が勤務する医療機関に所属する医療従事者であること。

(利用範囲)

第3条 登録医および、登録医が勤務する医療機関に所属する医療従事者が利用できる研究施設は以下のとおりとする。

- 1) 5階会議室 A：新館 5階 スクリーン・マイク備付
- 2) 5階会議室 B：新館 5階 スクリーン・マイク備付
※5階会議室 A Bを繋げての利用も可（合計 150 人収容）
※Aのみ、Bのみの場合はマイク使用不可の場合があります

3) 図書室（研究室）

閲覧可能資料：図書・雑誌（持ち出し禁止）

資料の複写：1枚 10円（白黒のみ）※企画総務課 図書室担当へ申し出る
著作権の範囲内としセルフサービスとする

蔵書検索：蔵書目録

文献検索：医中誌 Web

相互貸借：手数料等は相互貸借の依頼先から提示された実費を請求

2 会議用貸出機器は次のとおりとする

- 1) 可動式ホワイトボード
- 2) 可動式スクリーン
- 3) プロジェクター
- 4) マイク

(予約方法)

第4条 登録医および、登録医が勤務する医療機関に所属する医療従事者が研究施設の利用を希望する場合の窓口は、小川赤十字病院医療連携室とする。

- 2 登録医および、登録医が勤務する医療機関に所属する医療従事者が研究施設を使用する際は、別紙「小川赤十字病院登録医 会議室・図書室利用申請書」に必要事

項を記入のうえ提出すること。

(会議室利用方法)

第5条 会議室の利用時間は以下の時間とする。

- 1) 平日（月曜日～金曜日）：午前9時00分から午後8時00分
- 2) 平日以外：午前9時00分から午後6時00分
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始12/29～1/3・赤十字創立記念日5/1）
- 2 会議室利用の際は、救急外来にて予約証明書を提示し、入館証と鍵の受け渡しを行い、利用終了時は入館証と鍵を速やかに返却する。入館証は見える位置に付けること。

(図書室（研究室）利用方法)

第6条 図書室（研究室）の利用時間は以下の時間とする。

- 1) 平日（月曜日～金曜日）：午前8時30分から午後4時45分
- 2) 第1, 第3土曜日：午前8時30分から午後12時30分
日曜・祝日・第2, 4, 5土曜日・年末年始12/29～1/3・赤十字創立記念日5/1は、閉室とする。
- 2 図書室（研究室）利用の際は、救急外来にて予約証明書を提示し、入館証を受け取り、利用する。入館証は見える位置に付けること。
- 3 閲覧場所は研究室とする。

(利用にあたる注意事項)

第7条 利用にあたる注意事項は以下のとおりとする。

- 1) 予約時間は、準備及び後片付けの時間も含んで予約すること。
- 2) 使用後の原状回復をおこなうこと。
- 3) 使用者並びに関係者が故意または過失により研究施設および院内の施設・設備などを損傷・汚損・紛失したときは、その実費を請求する。
- 4) 研究施設使用后、特に清掃を必要とする場合は、その実費を請求する。

(使用料)

第8条 登録医および、登録医が勤務する医療機関に所属する医療従事者が研究施設を使用する使用料は無料とする。

(研究施設管理者)

第9条 共同利用研究施設の管理運営は小川赤十字病院企画総務課（以下企画総務課）が行い、予約証明書の発行及び小川赤十字病院関係各部署への連絡調整は企画総務

課が行う。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、医療連携委員会の議を経て、小川赤十字病院長が決定する。

附則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

小川赤十字病院登録医 会議室・図書室利用申請書

申請月日	令和 年 月 日					
登録医療機関	名称					
	住所					
医師名				連絡先	電話 FAX	
使用施設	<input type="checkbox"/> 会議室（ 5階会議室 A ・ 5階会議室 B ） <input type="checkbox"/> 図書室					
会議室 附属設備	<input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> マイク					
使用日時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分					
使用目的	（参加予定者数： ）					
その他						
病院 処理欄	院長	事務部長	企画総務 課長	総務係長	担当	共同利用研究施設利用許可証
						上記申請による施設利用を許可します。 令和 年 月 日 小川赤十字病院

小川赤十字病院 登録医療機関(市町村別・50音順)

【小川町】

2020/11/1

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
新井眼科クリニック		小川町大塚907-1	0493-74-1711
飯塚整形外科医院		小川町大塚86	0493-72-3308
池田歯科医院		小川町角山490-1	0493-74-3020
いとう歯科クリニック		小川町増尾120	0493-72-0133
いわほりクリニック		小川町上横田899-2	0493-71-6601
内田医院		小川町大塚149-3	0493-72-0516
大野クリニック		小川町小川491	0493-74-1868
木下医院		小川町大塚660	0493-72-0375
宏仁会小川病院		小川町原川205	0493-73-2750
高野医院		小川町大塚103	0493-72-0045
小林内科医院		小川町大塚930-1	0493-81-3902
さいとう歯科医院		小川町増尾4-1	0493-71-5211
さくら整形外科クリニック		小川町みどりが丘2-10-4	0493-71-6411
さつき内科クリニック		小川町小川471-1	0493-71-6050

真田医院		小川町みどりが丘2-2-2	0493-72-8020
耳鼻咽喉科 野崎医院		小川町大塚1149-1	0493-72-0389
鈴木医院		小川町腰越1194-3	0493-72-1215
瀬川病院		小川町大塚30-1	0493-72-0328
田口医院		小川町小川88-1	0493-72-1036
竹沢診療所		小川町靱負600-1	0493-74-1117
田中眼科医院		小川町大塚1180-1	0493-72-0304
中村産婦人科		小川町大塚1176-1	0493-72-0373
野崎医院		小川町青山1439	0493-72-0101
原医院		小川町大塚86	0493-72-0362
パークヒルクリニック		小川町東小川3-9-1	0493-74-4125
みやざきクリニック		小川町大塚285	0493-72-2233
柳澤医院		小川町大塚21-7	0493-72-0024

【ときがわ町】

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
木乃里クリニック		ときがわ町馬場50-1	0493-66-0770
たまがわクリニック		ときがわ町五明1265-1	0493-66-0128

ときがわ歯科診療所		ときがわ町田中295-1	0493-65-1485
南部内科医院		ときがわ町西平643-1	0493-67-0438
菟川医院		ときがわ町番匠296-1	0493-65-0043

【嵐山町】

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
大谷クリニック		嵐山町菅谷467-11	0493-61-1220
清水小児科アレルギークリニック		嵐山町菅谷512-1	0493-61-2431
西大寺医院		嵐山町志賀192-31	0493-62-1286
ながさき歯科		嵐山町菅谷249-62	0493-62-4618
野崎クリニック		嵐山町千手堂693	0493-61-1810
水野歯科クリニック		嵐山町菅谷154-2	0493-62-7003
嵐山清水眼科医院		嵐山町志賀204-1	0493-62-7898

【滑川町】

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
埼玉森林病院		滑川町和泉704	0493-56-3191
森林公園メンタルクリニック		滑川町羽尾495	0493-56-4775

【東松山市】

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
新井クリニック		東松山市西本宿1859-1	0493-35-5550
大谷整形外科病院		東松山市下野本517	0493-24-5333
かきぬま整形外科		東松山市松葉町4-8-3 シルピアドクタービレッジ内	0493-21-5222
岸澤内科心療科医院		東松山市材木町16-13	0493-22-0762
くぼた脳神経内科クリニック		東松山市高坂1171-3	0493-35-3535
武蔵嵐山病院		東松山市上唐子1312-1	0493-81-7700

【寄居町】

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
おぶすま診療所		寄居町赤浜966	048-582-2211
くじらおかハートクリニック		寄居町赤浜1157	048-577-0010
小久保医院		寄居町用土2176-2	048-584-2030
清水医院		寄居町寄居657	048-581-0051
高間クリニック		寄居町寄居671-3	048-581-0751
林りくろう診療所		寄居町用土5402-6	048-584-7545
藤野クリニック		寄居町寄居1153-1	048-581-1035
山田整形外科内科医院		寄居町桜沢218-5	048-581-6761

【深谷市】

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
あさみ医院		深谷市黒田340-1	048-584-5565
清水クリニック		深谷市畠山1709	048-583-3245

【熊谷市】

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
高津江南クリニック		熊谷市樋春1974-5	048-539-0500

【本庄市】

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
たにかわ眼科クリニック本庄早稲田の杜		本庄市早稲田-杜3-8-16	0495-24-1121

【鳩山町】

登録医療施設名	登録医師	所在地	電話番号
医療法人 鳩山第一クリニック		鳩山町松ヶ丘3-7-2	049-296-6800